

伊万里市の議会議員又は長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月26日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 23 号

伊万里市の議会議員又は長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

伊万里市の議会議員又は長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例（平成 6 年条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条及び第 10 条中「7 円 73 銭」を「8 円 38 銭」に改める。

第 13 条中「541 円 31 銭」を「586 円 88 銭」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の伊万里市の議会議員又は長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスター等の作成の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。